

○専門委員の設置に関する規則

昭和48年11月30日規則第71号

目次

標題
発令
公布文
題名
目次
本則
 第一条（趣旨）
 目次
 第二条（設置）
 2
 3
 目次
 第三条（任期）
 2
 第四条（選任）
 第五条（資料の提出要求等）
 目次
 第六条（共同調査研究）
 2
 第七条（庶務）
 第八条（手続）

専門委員の設置に関する規則をここに公布する。
専門委員の設置に関する規則

印刷モード

終了